マイナンバー (社会保障・税番号) 制度に関する重要なお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申しあげます。

平素は当社の企業年金制度の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、平成28年1月からのマイナンバー制度の施行に伴い、企業年金制度において税 務当局に提出する法定調書に、支払先の個人番号(以下、「マイナンバー」といいます。) を記載することが義務付けられております。

つきましては、当社においても、「企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務」 を利用目的として、マイナンバーを使用いたします。

本来であれば、年金受給権者の皆様からマイナンバーをご提供いただく必要がありますが、皆様のご負担に鑑み、当社は、根拠法令等に基づき(企業年金連合会※1を通じて)、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)※2からマイナンバーを取得する予定です。

従いまして、当取扱いにより、原則として皆様からマイナンバーをご提供いただく必要はありませんが、企業年金連合会を通じて取得できない等やむを得ない事情が発生した場合には、個別にご連絡をさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

当社は、取得するマイナンバーにつきまして、適切な安全管理措置を講じたうえで取扱います。また、取得するマイナンバーは、当利用目的以外の事務においては一切使用いたしません。当取扱いにつき、何卒ご了承いただきますようお願い申しあげます。

敬具

※1 企業年金連合会 (http://www.pfa.or.jp/)

厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金といった企業年金間の「年金通算事業」や、その年金給付を行うための原資となる「保有資産の運用」等を行う特別民間法人です。

※2 地方公共団体情報システム機構(J-LIS) (https://www.j-lis.go.jp/index.html) マイナンバー・住民基本台帳ネットワークなどに関する事務等を行う地方共同法人(地方公共団体が共同で運営する組織)です。

【当文書に関するお問合せ窓口】

株式会社中電工 労務部

電話番号 : 082-291-7432

受付時間 : 平 日 8:30~17:00